明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働一二七）　二

〔告　示〕

○構造改革特別区域計画を認定した件（内閣府一一二～一一五）　二

○構造改革特別区域計画の変更を認定した件（同一一六～一二〇）　三

○構造改革特別区域計画の認定を取り消した件（同一二一～一二五）　三

○こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項第二号のこどもの貧困率等の定義を定める政令第三項の規定に基づき内閣総理大臣が定める者等（同一二六）　三

○子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項第二号の子どもの貧困率等の定義を定める政令第一項及び第二項の規定に基づき内閣総理大臣が定めるところにより算定した数の一部を改正する件（同一二七）　四

○国立大学法人法施行令第二十三条第三項の規定に基づき、電波法第百四条第一項の政令で定める独立行政法人とみなして同項の規定を準用する国立大学法人及び大学共同利用機関法人を指定する件の一部を改正する件（総務・文部科学三）　四

○外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（法務二九七、二九八）　五

○子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項第二号の子どもの貧困率等の定義を定める政令第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件（厚生労働三〇二）　六

○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（同三〇三）　七

○保安林の指定をする件（農林水産一七五一～一七五三）　七

○保安林の指定を解除する件（同一七五四、一七五五）　八

○租税特別措置法施行令第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件の一部を改正する件（同一七五六）　八

○道路に関する件（東北地方整備局五八）　八

○都市計画に関する件（九州地方整備局九四）　八

○最高裁判所の裁判官たる皇室会議の議員の補欠者を決定した件（最高裁一）　九

○最高裁判所の裁判官たる皇室会議の議員の予備議員の補欠者を決定した件（同二）　九

〔国会事項〕

〔叙位・叙勲〕　九

〔皇室事項〕　一〇

〔公　告〕

諸事項　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、再生関係　一〇

会社その他

財団、証票無効関係　二九